

# 業務仕様書

- 1 業務名 令和8年度香川県動物管理指導所閉庁日清掃等業務
- 2 業務場所 高松市春日町片田1766  
香川県動物管理指導所
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務日数 124日（予定であり、業務日数を保証するものではない。）
- 5 業務時間等 香川県動物管理指導所の閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から1月3日まで）の午前中に作業を行うものとする。ただし委託者（以下「県」という。）が特に指定する日を除く。
- 6 業務内容（香川県動物管理指導所平面図①、②参照）
  - (1) 犬房（観察犬室を含む。）の清掃・消毒等
    - ① 犬房の床面に付着した汚れ（糞便、尿等）を、ホースの水圧で追い込み通路まで流す。固着した汚れは、ヘラで削ぎ落とす。
    - ② 給餌・給水容器が汚れている場合は、水洗して汚れを落とした後、消毒液に浸漬し、新しい容器に交換する。
    - ③ 水洗後、ワイパーで床面の水切りをする。
    - ④ 追い込み通路側に流れ出た犬房の汚れをホースで側溝に流した後、ワイパーで水切りする。
    - ⑤ 追い込み通路及び犬房の床面に消毒液を噴霧器にて満遍なく撒布する。
    - ⑥ 容器に餌、水を入れる。
    - ⑦ 犬舎のロックが閉まっていることを確認する。
  - (2) 猫室の清掃・消毒等
    - ① 作業中は猫室の入口扉を閉めておく。
    - ② ケージ棚上部の水道栓を開放し、上段から下段までの汚れが流れるまで、しばらく放置しておく。
    - ③ ケージ棚上部の水道栓を閉める。
    - ④ ホースでケージ棚底面を水洗し、残った汚れを取り除く。その際、ケージ備付けの給水容器に水を入れる。
    - ⑤ 床面に流れ出た汚れをホースで排水溝に流す。
    - ⑥ ワイパーで床面の水切りをする。
    - ⑦ ケージの給餌容器に餌を入れる。
    - ⑧ 消毒液を噴霧器にて床面に満遍なく撒布する。
    - ⑨ ケージの扉、給餌・給水容器、ケージ底網のロックが閉まっていることを確認する。
  - (3) 作業時の留意事項
    - ① 受入室のシャッターは閉めた状態で作業すること。
    - ② 収容施設に出入りする場合、各部屋に設置している踏込槽で長靴の消毒を行うこと。
    - ③ 観察犬室に入る場合は、専用の長靴に履き替えること。
    - ④ 清掃用具及び消毒液は各部屋に設置しているものを使用すること。
    - ⑤ 動物に水や消毒液がかからないように注意すること。
  - (4) 動物管理指導所勤務作業日報の記入等
    - ① 収容動物の管理状況等を記入する。
    - ② 業務終了後、消灯を確認し、施設を施錠する。
- 7 留意事項
  - (1) 受託者は、業務の適正な実施のため、業務責任者1名を配置し、清掃等業務開始前までに、業務責任者選任届を県に提出すること。業務責任者は、業務の指導及び監督を行うとともに、県との連絡を行う。なお、県が適当と認めた場合は、業務担当者との兼務を可とする。
  - (2) 委託期間中、香川県動物管理指導所の鍵を受託者に1組貸与する。貸与するにあたり、清掃等業務開始前までに鍵借用書を提出すること。施設の鍵については受託者が責任を持って管理すること。

- (3) 業務に使用する清掃用具、消毒液、作業用長靴及び光熱水費については、県が負担する。
- (4) 業務終了後に写真を撮影し、各月の業務の成果に関する報告書と併せて遅滞なく提出すること。

## 8 その他

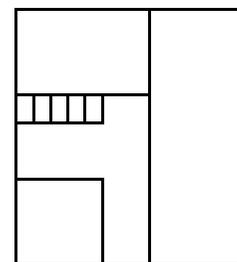
- (1) 本契約は、業務1回当たりの単価契約とする。なお、契約単価には消費税及び地方消費税を含むものとする。
- (2) 委託料の請求は月毎に行い、請求額は、契約単価に1箇月の業務回数を通じ、その結果生じた1円未満の端数を切り捨てた金額とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じた場合は、その都度県と協議すること。



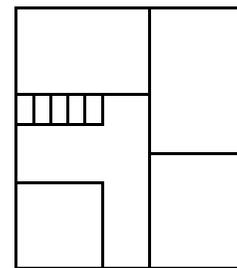
作業棟

観察犬室  
1.4㎡×4

シャッター



2F



1F

管理棟

